

製薬企業医薬品情報担当者（MR）各位

2023年10月12日

薬剤部長

医薬品情報課長

医薬品情報室への情報提供について

京都中部総合医療センター薬剤部 医薬品情報室では、医薬品を適正に使用するため、情報の漏れがないよう幅広く医薬品情報を収集することに努めております。円滑な情報収集を行うために、下記の内容についてご一読いただき、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【当院未採用薬の情報提供活動について】

- ・当院未採用薬についての医師への医薬品情報提供活動については、許可申請が必要です。
申請方法：まずは、MONITAROにて薬剤部長宛に連絡をしてください（株式会社スマートホスピタル MONITARO を介して行ってください）。
- * なお、院内の MR 活動を行うにあたって別途、医薬品情報活動許可申請（MR 登録）が必要ですので、同じく MONITARO にて薬剤部長宛に連絡をしてください。

【医薬品情報室への連絡方法】

- ・MONITARO 医薬品情報室：株式会社スマートホスピタル MONITARO を介して行ってください。
- ・面談：現在、アポイントなく院内への直接訪問は原則禁止となっております。web 面談あるいは直接面談希望の場合も、MONITARO でお申し込みください。
- ・電話：0771-42-2510（代表）：至急情報提供が必要な場合はお電話でご連絡ください。

【文書、資料、資材の提供方法】

- ・基本、データで提出を行ってください。
- ・郵送：データでの提出が困難なもの、職員が郵送を希望したものは郵送でお願いいたします。
なお、各製薬企業において、担当 MR の方からの情報提供以外に郵送も同時に行う取り決めがあれば、それを禁止するものではありません。

■ 医薬品情報室へ下記内容について情報提供をお願いいたします（下記記載以外の医薬品における有用な情報提供を禁止するものではありません）。

【緊急性のある情報】 * 当院採用の有無を問わない

- ・緊急安全性情報、安全性速報
- ・回収情報及び供給状況に問題が発生する可能性がある等の情報（当院未採用薬であっても、他の製品にも影響が及ぶ可能性、あるいは医療全体に影響を及ぼす可能性のある情報は提供必要です）
- ・上記の他に、報道機関により発信され患者様あるいは社会に影響を及ぼす可能性のある情報

【製品情報】

- ・承認事項及びその改訂に関する情報
- ・市販直後調査の結果等に関する情報
- ・再審査結果等に関する情報
- ・添付文書改訂に関する情報
- ・インタビューフォーム、製品概要等の改訂情報
- ・包装・表示変更、販売移管、販売中止等に関する情報

【適正使用に関する情報】 * 当院採用の有無を問わない

- ・患者様の安全性を確保するために有益な、あるいは必要な情報、知見
- ・薬物療法の有効性と安全性に関する情報、知見
- ・新規承認・発売された新薬、後発医薬品に関する情報
- ・その他

【新規医薬品採用検討に伴う情報提供方法、資料の提出について】

・当院からの求めに応じて、新薬や後発医薬品の情報提供をする場合は、別に定めた規定に従ってください（「当院ホームページ」> 部門 > 薬剤部 > 担当MRの方へ > 新規薬品採用に伴う資料の提出について」をご参照ください）。

もしくは、当院薬剤師からの依頼内容に応じて、ご対応いただくようお願いいたします。

【研修会、web セミナーに関する情報】

- ・研修会、web セミナー等の案内を MONITARO で行う場合、案内文書データを添付してください。（郵送でも受け付けます）。
- ・当院薬剤師向けの研修会、web セミナー開催に関するご提案は、MONITARO をお願いいたします。

【注意】

・医師に直接医薬品の情報を提供する場合や、医師への情報提供を希望される場合は、医薬品情報室に情報提供内容の報告をお願いします。医薬品情報室への情報提供がないまま、医師への取り次ぎのみの対応はいたしません。